

大沢北小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格に重大な影響を与えるだけでなく、その身体や生命に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

大沢北小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 いじめはどこにでもどんな時でも起こるという危機感をもつこと
- 2 いじめを見つけたら、「絶対に許されない」という毅然とした態度で即座にやめさせること
- 3 いじめられた児童に寄り添い、守り抜くこと。
- 4 荒れた状態を放置せず、教育環境を整えること。
- 5 重大事態には警察等関係機関と必ず連携すること。

III いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

IV いじめの未然防止のために

視点1 『教育活動全般における未然防止のための取組』（児童生徒の自治的活動におけるものも含む）

- ・生活目標「友達と仲良くしよう」(11月)での意識付け。
- ・毎週木曜日のわんぱくタイム(ロング昼休み)でのクラス遊びの推奨。
- ・人権作文、人権標語、青少年健全育成啓発「かがやき」作文等の実施と応募。
- ・「良いところを見つけたよ。」コーナーを設置し、学期に2回以上、ペアで良いところを見つけて紙に書き、それを貼ることで自己肯定感を高めていく。
- ・あいさつ運動の実施(代表委員、高学年ボランティア)
- ・交流レクリエーションの実施。(ロング昼休みを利用し、縦割り班で定期的に行う。)
- ・命の大切さを学ぶ機会として6年生対象に非行防止教室を設定する。(2月)
- ・弁護士によるいじめ予防授業の実施(6月・6年)
- ・各学級における道徳の授業の充実を図ることで、豊かな心を育み、いじめは絶対許さないという意識をもたせる。
- ・普段の授業や行事を通して「共感的人間関係」や「自己有用感」を育む計画を立て、実施する。
- ・「暴力やいじめは絶対許さない」という学校の強い姿勢を通年的に児童・保護者に周知する。(朝会、学年だより等)
- ・「わかばの日」を活用して保護者と情報を共有し、連携を図る。

視点2 『早期対応を要する場面における取組』(全教師で共有する、学校としての対応の基本的な方法)

- ・学年や学校全体で情報を共有し、担任一人で絶対に抱えこまないようにする。
- ・必要に応じて管理職を含めた対策チームを作り、いじめ解決までの計画を策定する。またその内容を受け全教職員で対応する。
- ・場合によっては市教委に連絡し、関係機関と連携を図る。
- ・いじめに特化した「非行防止教室」の臨時的実施を市教委を通じて要請する。
- ・該当児童及び、保護者への対応や周囲への児童の指導の方法としては、被害を受けた側の心情に寄り添い対応を考える。

視点3 『「いじめに関するアンケート」についての取組』(対象・方法・時期・回数・調査後の対応等)

- ・「沢北なかよしアンケート」を実施する。
 - ① 対象・・・全校児童
 - ② 方法・・・記名式
 - ③ 時期、回数・・・6月、11月・2月の3回(各学期1回)
 - ④ 調査後の対応・・・集計し、夏季生徒指導研修や職員会議で情報共有する。アンケートをもとに学級担任が調査・対応をし、必要があれば保護者と連携する。
- ・上記のアンケートを実施することで、児童理解の一助とする。
- ・「学校生活についての保護者アンケート」の実施(全保護者対象 記名式 11月)。

V いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした時は「生徒指導における組織的対応図」に基づき、対応する。

- ・校長は情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- ・教頭は校長を補佐し連絡調整を行い、広報を担当する。
- ・主幹教諭又は教務主任は、情報を集約する。
- ・担任は事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- ・学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。学年間の情報共有を行い、管理職に報告する。
- ・生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- ・学校は問題解決のため、状況に応じて関係機関との連携を密に行う。